

近世猿島台地の開発とその後の変容-下総国猿島郡浦
向村を通して-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 駿台史学会 公開日: 2011-04-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 橋本, 直子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/10716

近世猿島台地の開発とその後の変容

—下総国猿島郡浦向村を通して—

はじめに

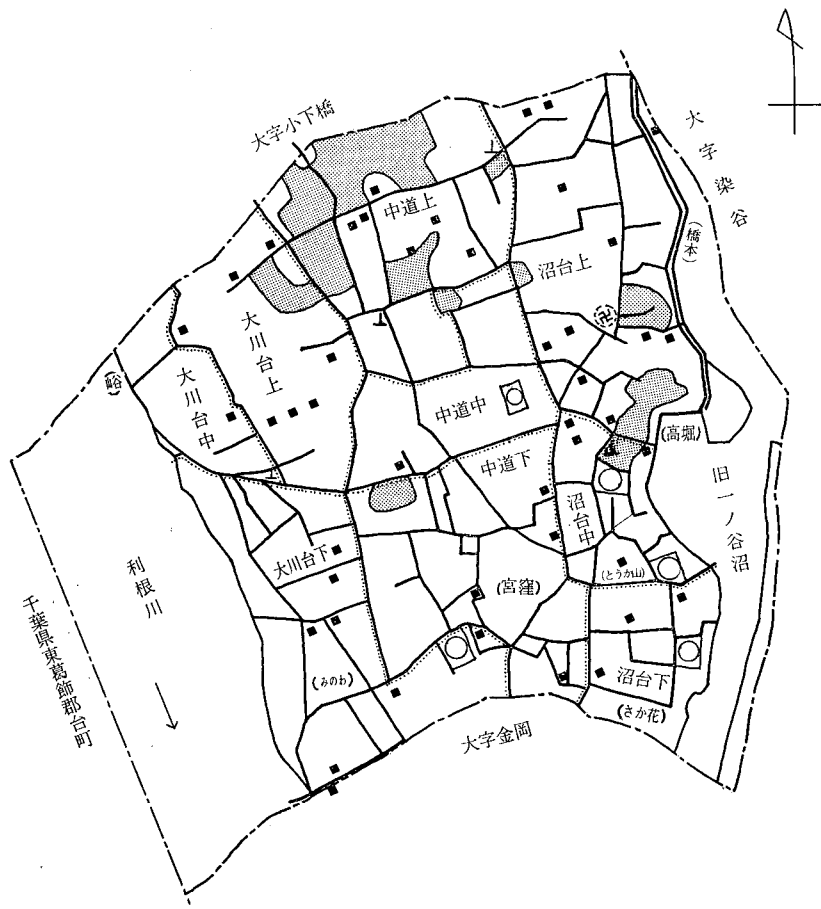
橋 本 直 子

近世以降、新田開発の成果によって著しく耕地を増加させた地域は、一般に乏水地域である台地と大河川中下流域の低湿地とに大別できる。

台地上の開発について関東地方では、武蔵野台地がその代表とされ、先行研究の諸成果があげられている。⁽¹⁾ しかしすべての台地を、近世中期以降の畑作を中心とする開発形態の基本形態として一般化することは不可能で、各々の台地は、開発の時期・形態、その後の状況によって固有の特色を示すのである。⁽²⁾

猿島台地は、茨城県西部の猿島・北相馬両郡にまたがる台地で、利根川の北岸にあり、飯沼・鬼怒・小貝川の各支流が南北に縦断している。従ってこの台地の景観は、不連続な台地面とその間をぬうように点在する低地と池沼群によって特色づけられる。本稿の対象とする浦向村は、この猿島台地の西端に位置し、西は利根川を隔てて関宿台町と対し、東には一ノ谷沼を擁した村であった。⁽³⁾ 近世当地方においては、まず台地上の山林に畑が切り開かれ、近世中期以降は飯沼新田に代表される台地間の沼池の干拓化や、利根川沿いの流作場の設定へと開発の波が進行していく。⁽⁴⁾

現在境町の一大字となっている浦向地区を岩井街道沿いに境町方向から訪れると、旧下小橋村との境にある高さ一・四メートル余の馬頭観音像をはじめとする水神などの石造物類が見い出せ、かつて当村と下小橋村境の利根川河畔に栄えた⁽⁵⁾ 河岸の存在をしのぶことができる。村内の小道は近世後期に描かれた村絵図とほぼ合致するが、村西の利根



- | | |
|--|---------|
| | 道 |
| | 字界 |
| | 山林 |
| | 旧草切家 |
| | 墓所 |
| | 旧寺地 |
| | ポンプ小屋 |
| | () 旧字名 |

第1図 浦向地区現状図

川にかかる部分は、近代に入ってから何度重なる堤防の補強に伴いその形状を変化させている。そして最も顕著な変
化は、かつて村域の多くを占めた山林が姿を消したことである。その代わり各所に点在するポンプ小屋の周辺には、
陸田化された畑地が広がっている。また近世には周辺五か村の入会沼であった一ノ谷沼は、第二次大戦後の干拓事業
によって一面の美田と化している(第一図)。地区内は現在では近世の三倍余におよぶ百数戸を数えるが、近世初頭こ
の村を開いたとされる草切り大家の話は当地では一般に知られており、史料を補足する重要な手がかりとなった。

本稿は、近世初頭猿島台地上に成立した浦向村が一村として確立していく過程を、耕地の開発状況を軸に追跡して
いく。また近世中期以降における耕地の変容と村内の状況をとらえ、さらに近代初頭までを展望することによって近
世猿島台地における開発の一側面を明らかにしたい。

注

- (1) 木村礎・伊藤好一編『新田村落』昭和三八年。集落地理学の分野では、矢嶋仁吉『武蔵野の集落』(昭和一九年)がある。
- (2) 菊地利夫氏は、近世における洪積台地の開発は海岸干潟や沖積低地にくらべてはるかに遅れて、むしろ明治以降に本格的な開発が行なわれ、水田化については台地面そのものだけを集水面積とする孤立台地と背後の山地をも水源として引水できる山麓台地とでは著しい差異があるとし、さらに幕藩体制下の諸条件が加わってそれぞれの台地は開発の特殊性を示すとしている(菊地利夫『新田開発』二七〇頁、改訂増補版昭和五二年)。

(3) 長命豊『飯沼新田開発——悪水とたたかった江戸時代の農民たち——』(ふるさと文庫・昭和五三年)

- (4) 大石学『享保改革期における流作場開発政策と村落——下利根川流域野木崎村を中心に——』(徳川林政史研究所昭和五四年年度「研究紀要」)

一 近世浦向村の成立

「浦向」の名については、近隣の長須村阿弥陀寺に伝わる年代記によれば永禄年間の四代舜永の条に、「猿島六人衆」のひとりとして「浦向帯刀」なる者が見い出せる。⁽¹⁾年代記そのものは近世に入って書かれたもので、猿島六人衆の話も近郷の伝承として編者が記したものとみうけられるが、⁽²⁾中世末期すでに浦向に居を構えていたであろう者の存在を

第 1 表 寛永 2 年字別耕地集計

字名	地積					計
	上 畑 畝・歩(筆数)	中 畑	下 畑	上 田		
さか は な	51.08(10)	21.05(5)	— —	— —	72.13(15)	
屋 敷 前	152.24(21)	80.17(10)	127.11(16)	— —	360.22(47)	
と う か 山	22.19(4)	9.10(1)	— —	— —	31.29(5)	
は さ た	30.29(6)	14.26(3)	17.22(4)	— —	63.17(13)	
宮 窪	— —	10.19(2)	124.00(13)	— —	134.19(15)	
西 浦	— —	94.06(17)	5.04(1)	— —	99.10(18)	
堂 前	— —	39.28(5)	8.13(1)	— —	48.11(6)	
宮 前	— —	49.20(6)	6.24(1)	— —	56.14(7)	
高 堀	26.19(2)	117.10(17)	24.07(5)	— —	168.06(24)	
北 窪	16.16(3)	— —	9.00(2)	— —	25.16(5)	
高 堀 橋 本	— —	— —	— —	2.12(2)	2.12(2)	
計	300.25(46)	437.21(66)	322.12(43)	2.12(2)	1,063.19(157)	

本谷家文書「検地帳」 単位〔畝・歩(筆数)〕

想定できよう。浦向村は近世を通して関宿藩の支配下に置かれた。浦向村が北接する下小橋村とともに小橋村からの分村であることは、寛永二年の検地帳に「小橋内浦向」とあることから³⁾も確実である。近世初頭六六石余であった村高は、開発の成果によって明治初期の「旧高旧領取調帳」では一三九石余に達するが、近隣の村々に比べるときわめて小村であったといえよう。

以下、本章では寛永二年関宿藩によって実施された検地と、その後再び検地が行なわれる寛文年間までの開発の様相を迫っていくことにする。

(1) 寛 永 検 地

寛永二年の検地による総反別は一〇町六反三畝一九歩で、一一の字がみえ、名請人は八名である。まず字別に耕地の分布状況をみてみよう(第1表)。

反別は畑地がほとんどであるが、「高堀橋本」にはわずかに二畝歩余の水田の存在が認められる。一一字のうち最も反別を有するのは「屋敷前」で、「高堀」「宮窪」がこれに次ぎ、この三字域で総反別の六割余を占める。

後年の村絵図や字名などから各々の字域の比定を試みると、「さかはな(花)」は村南から東の一ノ谷沼へ降りる坂、「高堀」は村の中ほどから一ノ谷沼へ突き出した山林の沼縁、

第 2 表 寛永 2 年字別・名請人別耕地集計

	字名		屋敷前	とうか山	はさた	宮 窪	西 浦	堂 前	宮 前	高 堀	北 窪	高堀橋本 (田)	計	ほか 屋敷
	百姓名	さかはな 畝・歩												
1	弥 蔵	6.02	70.00	9.10	11.28	38.29	28.26	13.18	19.01	5.12	1.10	—	204.16	5.26
2	玄 蕃 (肝煎)	28.08	52.12	17.13	13.12	4.00	8.20	12.27	8.15	33.18	15.06	1.06	195.07	11.15
3	彦十郎	—	68.05	5.06	15.26	43.02	—	15.02	—	35.04	—	—	182.15	12.24
4	源左衛門	7.03	56.20	—	3.22	39.24	10.04	—	—	38.17	—	—	156.00	4.12
5	弥十郎	9.20	50.05	—	—	8.24	20.19	2.24	—	4.20	8.00	—	104.22	7.11
6	甚五郎	5.00	52.08	—	6.06	—	16.24	—	—	18.22	—	—	99.00	7.28
7	主 水	16.10	11.02	—	12.13	—	14.07	4.00	28.28	8.28	1.00	1.06	98.04	8.24
8	伝 内	—	—	—	—	—	—	—	—	23.05	—	—	23.05	なし
9	掃部助				(記	載	な	し)					—	11.16
10	四郎 右衛門				(同			上)					—	6.18
	計	72.13	360.22	31.29	63.17	134.19	99.10	48.11	56.14	168.06	25.16	2.12	1,063.19	76.14

本谷家文書「検地帳」 単位 (畝・歩)

「とうか山」は寛永検地で肝煎とみえる玄蕃家の西のあたり、「宮窪」は村南中ほどの盆状にくぼんだ低い所と推定できる。「堂前」も沼縁の高台にある阿弥陀堂付近であろう。これら各字は、一ノ谷沼沿いの村東を中心に分布するところが特色である。

一方名請人についてみると、検地帳には弥藏以下八名、同年の屋敷帳写には九名の屋敷持の百姓が登場する(第2表)。屋敷帳写に名がある掃部助・四郎右衛門は耕地は保有せず、伝内は屋敷を持たない百姓である。

このことと関連して浦向村にいつ頃から屋敷が成立し、開発が進行していったのかという点について検討を行ってみる。浦向村が寛永検地帳に「小橋内浦向」と記されていることは前述した。この検地に先立つ文禄検地帳の写と思われるものの一部には「下小橋之内屋敷分」として右衛門五郎・李之介・彦四郎・彦五郎・二郎右衛門・四郎右衛門・甚四郎七名の屋敷持の名がみえ、差出人三名のひとりに福芳玄蕃とある。さらにこれに寛永二年の屋敷帳写と同じものが続き、この寄部分は次のように記されている。⁽⁵⁾

① 屋敷合 七反六畝拾四歩

② 本小橋村 二口合式町七畝式歩
内浦向分

右史料中①の部分は寛永二年屋敷帳写の計である。また②は本小橋村内浦向分二口の計で、②から①を引いたものが本小橋村分の屋敷地となる。しかし本小橋分と推定される屋敷地一町三反一八歩と、「下小橋之内屋敷分」七名分の屋敷地計六畝七歩との差は一町二反四畝二歩となり、この解釈が問題となる。寛永二年屋敷帳写は、当然浦向内に屋敷がある百姓達を把握したものとみなされる。従って「下小橋之内屋敷分」とは、当時「小橋之内浦向」の百姓のうち本村である下小橋に屋敷を持つ者達として解釈しておきたい。⁽⁶⁾文禄検地帳写に「幸島郡内小橋御検地帳之内」とみえるように、下小橋は浦向も含んでさらにその北にある上小橋とともに小橋として包括される広範な領域を持っていたと思われる。この領域から想定すれば、本小橋分の屋敷地を浦向に出ていた七名分を含めて一町余としても大過のない数値とみられよう。なお下小橋分と浦向分の各人の屋敷地を比較すると、浦向分の方が規模が大きく、この中にはのちに浦向の草切りと称される家が含まれていた。

第3表 寛永18年字別耕地集計

	中 畑	下 畑	計
橋ノ台	—	42. 22 (6)	42. 22 (6)
宮 前	2. 10 (1)	29. 14 (6)	31. 24 (7)
一本松	29. 04 (6)	4. 06 (1)	33. 10 (7)
宮 窪	10, 01 (3)	141. 14 (19)	151. 15 (22)
計	41. 15 (10)	217. 26 (32)	259. 11 (42)

本谷家文書「新畑検地帳」
単位〔畝・歩（筆数）〕

断片的な史料からではあるが、文祿検地の段階ですでに浦向に在住し屋敷帳写に記載された九名と、本村である下小橋に屋敷地を持つ七名がいたことが判明する。後者の中に玄蕃の名がみえないことから、前者は近世初頭浦向に居を構えた百姓達であったとみなされよう。

第2表によれば、各人の屋敷周辺とみられる「屋敷前」の耕地保有はほぼ均等であるが、「さかはな」「とうか山」では玄蕃、「宮前」では主水に優位性が認められる。また水田は、玄蕃と主水が一筆ずつを有すのみで、浦向の開発はもっぱら畑を中心としたものであった。

寛永三年の高石盛によると、この検地による村高は六六石六斗四合であった。⁽⁷⁾ さらに一六年後の寛永一八年には二町五反九畝一歩の新畑が開発される⁽⁸⁾（第3表）。字は「橋ノ台」「一本松」が新出、寛永検地から継続する「宮前」は三反余、「宮窪」も一町五反余と耕地を増加させている。また一二名の名請人のうち鴨之介・玄蕃・仁左衛門（寛永二年主水）が寛永検地帳から見える百姓である。

このうち明暦二年の年貢割付帳では、本田高七七石二斗二升七合、新田高は寛永一八年の新畑分二石二斗四合と午（承応三年）の新畑一三石七斗七升であった。⁽¹⁰⁾ 万治二年にはさらに新畑二石五斗一升二合が加わり、村高一〇四石七斗一升三合で再び寛文元年の検地を迎えることになる。

(2) 寛 文 検 地

寛文元年の検地では本畑一三町六反余、新畑七町余が打ち出される。本畑についてみると寛永検地より約三町余の増加となっている。また上畑が反別の約半分を占め、寛永検地時より地目が上昇している⁽¹²⁾（第4表）。

寛永検地と比較すると字の増加が著しい。便宜上三〇余にまとめた字のうち、寛永期から継続するものは、「はさた」「さか花」「とうか山」

第 4 表 寛文元年字別耕地集計

字 名	地 積	上 畑 (畝・歩)	中 畑	下 畑	屋 敷	計		
	1	は さ た	33.27	43.02	6.07	—	83.06	
2	伝 兵 衛 門	13.19 (4.28)	—	—	—	13.19		
	下	(5.12)				(10.10)		
3	中 道 西	61.14	30.20	1.10	—	155.27		
	北	11.05						
	北二ま い田	51.08						
4	さ か 花	—	—	16.12	—	16.12		
5	伊 兵 衛 前	15.27	—	—	—	15.27		
6	門 三 ま い た	13.14	—	—	—	13.14		
7	し べ	9.16	—	—	—	9.16		
8	西 の つ き	2.07	—	—	—	2.07		
9	志 ふ 市	—	—	19.24	—	28.08		
	う へ た	4.27 (6.12)	—	—				
	し た	(2.22)	(9.25)	3.17			(18.29)	
10	台 ノ 門	14.00	—	—	—	49.19		
	つ ま	19.03	11.02	5.14				
11	と う か 山	10.23	—	—	—	10.23		
12	地 蔵 堂	16.24	—	6.21	—	63.18		
	道 北	20.26	14.27	4.10				
13	宮 前	16.09 (21.23)	4.04 (23.26)	(1.04)	—	88.03		
	寺ノ前 二まい た	(8.13)	44.01				23.19	(55.06)
14	宮 ノ う へ	—	(4.16)	(4.20)	—	61.11		
	し た		24.21	36.20 (2.20)			(11.26)	
15	北 の 屋 敷	—	(5.14)	14.19 (8.27)	—	14.19 (14.11)		
16	高 ほ り	(2.04)	21.23	68.00	—	89.23 (2.04)		

字 名		地 積		中 畑	下 畑	屋 敷	計
		上 畑 (畝・歩)					
17	一 本 杉	23.17 (20.10)		15.07	(6.28)	—	38.24 (27.08)
18	やくしまへ	—		9.08	—	—	9.08
19	宮 く ほ 道5北	119.02 (17.23) 72.02		7.28 (13.11)	4.22	—	203.24 (31.04)
20	西 屋 敷 内	9.08		—	—	—	9.08
21	堂 ノ つ ま わ き	7.20 (8.18)		9.09	—	—	16.29 (8.18)
22	橋 本	6.28		—	—	—	6.28
23	す い 向 台	13.13 (22.04)		5.12 (13.03) (54.28)	—	—	18.25 (90.05)
24	屋 敷					72.02 (11.10)	72.02 (11.10)
	内	102.01		—	38.28 (4.13)		
	う ら	27.14 (5.07)		—	—		272.10
	前	47.22 (38.02)		9.03 (43.19)	24.13 (11.28)	—	
	した 東	7.00 —		— 10.15	— 5.04 (14.18)		(117.27)
25	札幌三 _三 まいた	—		(20.18)	—	—	(20.18)
26	弥左衛門前	—		(2.24)	(3.23)	—	(6.17)
27	筑 越	—		(8.11)	(35.12)	—	(43.23)
28	弥兵衛わき	—		(13.23)	(3.21)	—	(17.14)
29	清右衛門した	(37.13)		—	(1.10)	—	(38.23)
30	三右衛門東	(46.24)		(5.05)	(27.02)	—	(79.71)
31	与左衛門前 う ら	— (53.10)		— (26.13)	(1.21) (19.20)	—	(101.04)
計	本 畑 (新 畑)	738.03 (279.11)		269.03 (199.29)	285.12 (215.28)	72.02 (11.10)	1,364.20 (705.29)

本谷家文書「検地帳」 単位 (畝・歩)

「宮前」「高ほり」「橋本」「宮窪」の七字である。

最も多い反別を有する字域は寛永検地同様屋敷地の周辺とみられる「屋敷前・内・うら・した・東」である。これに次ぐのは中道を冠された「中道西・北・北二まいた」で、村のほぼ中央を通る道に沿った字域と思われる。またこれらの字のうち、本・新畑共を有する字は一二、新畑のみで占められる字は七字である。

一方名請人は二一名で、屋敷持は一八名を数え、このうち新畑帳に屋敷記載がある者は三名あり、新田耕地へ新屋敷が進出していったことが知られる。名主は源右衛門にかわっている。なお字と名請人については次章で改めて取り上げ問題としたい。

この検地により浦向村は、本田高九五石二斗一升七合、新田高四四石六升六合、計一三九石二斗八升三合の村として確定される。斗代は本・新畑ともに、屋敷一石代、上畑八斗代、中畑六斗代、下畑四斗代であった。

以上、浦向村が近世初頭下小橋村のうちから一村として成立する過程を追ってみた。村高は、寛文検地によって開発当初の約二倍となる。さらにこののち安永元年の改出によって一五〇石余にまで達するが、寛文検地で村高はほぼ安定したといえる。しかし寛文検地以降もさらに開発は進むが、これらの耕地は高外地として近世を通して存続するのである。この問題については次章で取り上げてみたい。

注

- (1) 「長須阿弥陀寺年代記」(『史料と伝承』第四号、昭和五七年)
- (2) 萩原龍夫「中世下総地方の一向宗」(『論集房総史研究』)所収、昭和五七年)
- (3) 茨城県猿島郡境町歴史民俗資料館所蔵本谷家文書、寛永二年「下総国猿嶋郡小橋内浦向御繩御検地帳」。なお長命豊著『茨城県猿島郡・岩井市の近世史料集成』(昭和四九年)所収に拠った本谷家文書については、以下便宜上「史」を冠し同書の番号を付した。
- (4) 寛永二年「下総国猿島郡浦向村御繩御検地帳写」の末に「屋しき帳ノウツし 浦向村」とある。
- (5) 文禄二年「御検地水帳写」
- (6) 長命豊氏調査によれば浦向村百姓十六軒の内下橋村住の屋敷を検地したものとしている(今井隆助著『北下総地方史』二)

七六頁、昭和四九年。

- (7) 寛永三年「高石盛」
- (8) 寛永一八年「浦向村新畑帳」
- (9) 同帳に、「橋の台とハ上の橋の事ニ而ハ無之、浦向・金岡・一ノ谷三ヶ村之下ニ二本杭有之、其二本杭方三百間余上ニ昔し橋有之候、其橋の事也、今上使やの当りの事也橋之台とは染谷の前山の下也、昔し染谷方かちニ而歩き申候」と注書がある。
- (10) 明暦二年(表欠)年貢割付状
- (11) 万治二年「戊歳世喜宿領浦向村免相定之事」
- (12) 寛文元年「本畑御検地写」「新畑御検地帳写」

二 寛文期以降の開発と変容

浦向村は、寛文検地によって村高一三九石余、本・新畑計二〇町余をもって確立するが、耕地の開発はその後も継続される。ただしこの耕地は村高には組み入れられず、近世を通して高外地として掌握される性質のものであった。本章では寛文年間から延宝年間にかけて次々に開発されていった耕野明畑と、延宝年間に開発された新田について考察する。またこの時期の名請人・字について総括的にとらえてみたい。さらに近世中期までの高外地の変化を追ってみる。

(1) 耕野明畑と開発の成果

浦向村では寛文検地に引き続き、寛文八(延宝六年の一〇年間)に八町八反四畝の耕野明畑が開発されていく(第5表)。

延宝二年には二反七畝一八歩の畑のほか、「寅之新畑先規(持分)三町九反六畝四歩が耕野明となる。続く延宝三年には一町余が耕野明となり、この両年で耕野明畑の約二分の一を占める。

まず耕野明帳に登場する字と、寛永・寛文両検地帳にみえる字との対比を行なってみよう。耕野明畑が分布する字

第5表 寛文8~延宝6 耕野明帳

年次 字	寛文8	同 12	延宝元	同 2	同 3	同 4	同 5	同 6	計
	(申)	(子)	(丑)	(寅)	(卯)	(辰)	(巳)	(午)	
1 五左衛門うら	3.00	—	—	—	—	—	—	—	3.00
2 すい向 台 なか 海道	0.20	—	8.24	—	27.21	4.20	41.24	11.02	113.13
	5.00	—	—	—	—	—	—	—	
	—	—	2.21	—	—	8.16	—	—	
	—	—	—	—	—	—	—	2.15	
3 三右衛門前	3.00	—	—	—	—	—	—	—	3.00
4 十右衛門うら	3.00	4.06	—	—	10.07	1.18	—	—	19.01
5 西すい添	7.00	—	—	—	—	—	—	—	7.00
6 堂ノした	0.20	—	6.27	—	—	—	—	—	7.17
7 筑 越	0.20	1.10	—	—	—	—	—	7.10	9.10
8 源左衛門うら	—	2.24	—	—	—	—	—	—	2.24
9 宮 うら ノ した	—	2.04	—	—	—	—	—	—	11.08
	—	—	—	—	4.20	2.04	—	2.10	
10 小 橋 前	—	4.08	—	—	9.08	—	—	—	13.16
11 市郎左衛門西	—	4.24	3.00	—	—	—	—	2.00	9.24
12 長兵衛前	—	3.06	—	—	—	—	—	—	3.06
13 大 川 通	—	4.00	2.00	—	2.18	4.24	—	—	13.12
14 左五兵衛 うら 東	—	—	15.18	—	—	—	—	—	19.10
	—	—	—	—	—	—	3.22	—	
15 与左衛門 東 した	—	—	—	5.10	—	—	—	—	10.16
16 橋ノ台	—	—	—	16.02	6.00	6.12	—	—	28.14
17 高 ほ り	—	—	—	4.00	—	2.12	—	—	6.12
18 西屋敷内	—	—	—	—	1.18	—	—	—	1.18
19 三左衛門した	—	—	—	—	4.00	—	7.15	—	11.15
20 地中分らいてん	—	—	—	—	—	19.14	—	—	19.14
21 □左衛門まへ	—	—	—	—	—	1.18	—	—	1.18

字	年次						計			
	寛文8 (申)	同12 (子)	延宝元 (丑)	同2 (寅)	同3 (卯)	同4 (辰)		同5 (巳)	同6 (午)	
22	清右衛門うら	—	—	—	—	—	2.18	—	2.18	
23	彦兵衛前	—	—	—	—	—	—	5.00	5.00	
24	□右衛門うら	—	—	—	—	—	—	2.00	2.00	
25	東内下まへ西そへ 屋敷	1.00	5.12	3.08	—	4.20	2.00	4.20	—	
		4.00	19.04	40.13	2.06	13.16	21.21	7.24	8.16	
		—	2.20	—	—	—	—	—	—	
		—	—	3.22	—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	9.00	—	—	—	
	計	28.00	53.28	86.13	27.18	103.26	75.09	68.08	40.23	484.00

本谷家文書「耕野明帳」 単位(畝・歩)

域のうち、寛文検地の本畑分にもみえるものは「高ほり」のみで、「橋ノ台」は寛永一八年の新畑帳にみえる字である。また「すい(水)向」「筑越」は寛文検地でも新畑が多いところで、耕野明畑の「すい向」の反別は耕野明畑の八分の一にあたる。「すい向」のなかに「すい向海道」があり、この海道を岩井街道とみなすと「すい」は一ノ谷沼をさすと思われる。また新出の「大川通」は利根川に近い耕地であろう。

耕野明畑の中で最も多い反別を占めるのは寛永・寛文両検地同様、屋敷が冠されたもので一町五反余に及ぶ。これと関連して、人名に関する字が多いのもこの村の特色である。これは各人の屋敷とその周辺がまず開発され、その後徐々に耕地が拡大されて点在化していく現象を想像できる。

この間の開発で看過できないものに延宝年間の「寅之新田」と称された水田がある。畑中心に開発を進めてきた浦向村にとってこの新田が持つ意味と、当時の水田の立地条件を考察してみたい。

浦向村において、寛永二年にわずかに二畝六歩・二筆の上田が存在したことはすでに述べた。しかし寛文検地には水田はみえず、延宝二年に至って高外地として三町五畝二歩の新田が造成される。ただしこの新田は「先規々持分」として記されており、延宝二年以前からすでに存在していたとみるべきであろう。

水田が分布する字とその筆数は、「合ノ谷」五筆、「屋敷した」

三筆、「さか花」八筆、「橋本」三〇筆で、「橋本」に一町三反八畝歩、「さか花」に一町三畝一六歩があり、残る二字は各々三反余となっている。一筆毎の面積をみると、「屋敷した」「さか花」は不規則で反別が大きいが、「橋本」には均等割とみられる二畝・四畝歩の耕地が目立つ。この「橋本」は寛文検地に唯一水田がみられた高堀橋本に比定できよう。この四字域は、いずれも村東の一ノ谷沼沿いで、明治初期に描かれた村絵図の水田の位置とはほぼ一致するものと思われる。これらの水田は、一ノ谷沼よりやや高い部分に帯状に並び、一ノ谷沼から引樋によって水をあげていた点特徴である。この水田は当地では「ほくく田」と称され、当地方の台地間の支谷に谷頭からの自然流水によって成立していた中世以来の谷田とは立地条件や水懸りにおいて峻別されるものである。しかし沼の汀線とあまり比高の差がない所に位置するため、利根川水系による増水ではいち早く冠水しやすく、きわめて投機的な性格を持つ田であった。浦向村におけるこの新田は幾許もしないうちに水田として機能しなくなってくる。

一このように浦向村では寛文検地以降もさかんに耕野明畑が開発され、耕野明が完了する延宝六年の高外地総計は、一一町八反六畝二歩となり、高請地である本新畑と高外地の比は二対一となっている。

ここで寛文検地から延宝六年に至る間の浦向村百姓の動向を、耕地の保有状況から検討してみよう（第6表）。寛文検地の結果は若干前章で触れたが、さらに耕野明畑との関係でとらえてみたい。

第6表によれば、寛文し延宝年間の土地台帳類に登場する百姓は、検地帳の名請人である二一名（これをA群とする）、耕野明畑のみを持つ二一名（B群）、さらに「先規が持分」のみの二四名（C群）とに分けられる。A群のうち耕野明畑を持つ百姓は半数の二一名で、耕野明畑はA群とB群が半々ずつ保有している。また「先規が持分」についてもA群とB群は同程度で、C群は両者の三分の二である。新田については、若干B群がA群より多く、C群はB群の約半分という結果になっている。とくに新田を多く持つものは、A群の源右衛門、B群の伊兵衛、C群の七兵衛で、この三名で新田の三分の一を保有することになる。「先規が持分」については、新畑で一反一五歩、新田で二畝・四畝歩の筆数が多く、耕地の均等割が認められる。

A群にみえる二一名中、屋敷持は一八名で、七左衛門・半三郎・長右衛門は新畑帳に屋敷の記載がある百姓である。真祀・次郎左衛門以外は五反歩以上を保有し、村内で上層に位置する百姓達である。B・C群でもA群に相当す

第 6 表 寛文～延宝年間名請人別耕地保有表

年次 地目 百姓名	寛文元年				寛文8 ～延宝6	新田(延宝2)		
	本 畑		新 畑			新田(延宝2) 先規ノ持分		
	畝・歩	うち 屋敷		うち 屋敷	耕野明畑	新 畑	新 田	
A 群 (21人)	五郎左衛門	161.02	6.04	15.05	—	—	—	
	久左衛門	155.25	8.16	43.12	—	3.23	10.15	4.00
	仁左衛門	137.24	7.14	41.18	—	—	—	10.12
	弥 蔵	123.23	2.28	23.02	—	1.20	—	—
	○源右衛門	120.09	5.18	—	—	73.23	36.00	50.22
	次郎右衛門	109.09	3.10	53.24	—	3.18	2.00	—
	玄 蕃	93.18	5.19	31.05	—	3.14	—	—
	小左衛門	65.21	なし	6.24	—	13.10	10.15	4.00
	金三郎	62.17	3.09	6.27	—	—	—	—
	七左衛門	57.00	→	31.24	5.18	8.01	10.15	—
	久右衛門	56.13	5.18	29.15	—	5.22	9.15	10.00
	半三郎	47.28	→	17.01	4.16	—	—	—
	与次右衛門	46.13	4.23	67.13	—	63.24	10.15	4.00
	隼 人	28.19	3.05	28.14	—	—	—	—
	源兵衛	24.11	4.18	50.15	—	5.00	—	—
	長右衛門	23.09	→	26.06	1.06	3.00	19.00	4.00
	伝左衛門	18.08	6.18	108.15	—	—	—	—
彦兵衛	15.19	なし	28.00	—	—	10.00	4.00	
仁右衛門	15.02	4.00	80.20	—	18.04	10.15	4.00	
真 祀	0.12	0.12	—	—	—	—	—	
次郎左衛門	—	—	8.19	—	26.27	18.00	—	
B 群 (21人)	市郎右衛門	/			12.04	—	3.00	
	弥左衛門				28.04	10.15	12.00	
	長左衛門				39.06	5.00	—	
	勘四郎				9.06	—	—	
	五郎右衛門				8.03	—	—	
	十右衛門				10.00	17.00	4.00	
	弥兵衛				6.00	—	—	
	孫左衛門				8.03	2.00	6.28	
	源太郎				4.16	—	—	
	庄兵衛				38.22	10.06	4.00	
善左衛門	12.21	10.15	—					
半兵衛	4.25	10.15	—					

年次 地目 百姓名	寛文元年				寛文8 ~延宝6 耕野明畑	新畑(延宝2) 寅ノ新畑 先規ノ持分	
	本畑		新田			新畑	新田
	畝・歩	うち 屋取		うち 屋取			
B 群 (21人)	作兵衛				2.20	10.05	4.00
	善福寺				19.14	10.00	8.00
	弥右衛門				8.12	—	—
	長兵衛				9.00	—	—
	五郎兵衛				11.16	10.15	8.00
	伊兵衛				4.18	52.10	68.16
	七郎兵衛				4.00	—	—
C 群 (14人)	定夫				7.10	—	—
	与左衛門				5.00	—	—
	左五兵衛					—	6.00
	平左衛門					—	4.00
	七七兵衛					40.20	30.00
	七右衛門					10.15	—
	五右衛門					10.15	—
	仁兵衛					10.15	—
	源左衛門					10.15	4.00
	孫右衛門					8.00	—
	弥次右衛門					—	2.00
市郎左衛門					—	4.00	
十兵衛					—	2.00	
伝右衛門					—	2.00	
八郎兵衛					—	4.00	
次郎左衛門					—	4.00	

(56人) ○名主

本谷家文書「検地帳・耕野明帳」 単位(畝・歩)

る反別を持つ者は数名あるが、彼らが依拠した耕地の生産力を考慮すると、A群への優位性はないといえよう。また新田を持つ者は五六名中半数におよぶが、そのほとんどは一筆のわずかな保有で、経営の主体は畑を中心としたものであった。

ここでA群のなかでも開発当初からの系譜がたどれる三家についてみてみよう(第7表)。寛永検地で最大の反別を有した弥蔵家とそれに次いだ玄蕃家は、寛文検地では各々四位・七位となり、保有反別を減じている。一方寛永検地で七位であった主水(のち仁左衛門)家は、寛文検地には三位に上昇し、保有反別も二倍となっている。すなわちこれら三家の耕野明田畑の保有状況は、A群内はもちろんB・C群に対しても優位性を認めることはできず、彼らの経営の主体は高請地である本・新畑にあったといえる。

次に字について統括的に考察してみる。寛永検地にみえる字は一でであったが、約三〇年後の寛文検地には、まともりのつくものを一つとみなしても約三〇、さらに耕野明畑の字を加えると、六〇前後の字が出現している。このうち開発当初からみえる字について、その変化をみていこう(第8表)。

寛永検地帳からみえる「さかはな」「とうか山」「はざた」は、同一八年の新畑帳にはなく、再び寛文検地に登場する。このうち反別を増しているのは「はざた」のみで、他の二字は減少している。「宮窪」は、寛永検地で「屋敷前」に次ぐ反別を持ち、同一八年には一町五反余の新畑が開発され、寛文検地帳には「宮窪」「宮窪道ノ北」としてみえてくる。寛永検地以後追認できない字は「西浦」「北窪」「高堀橋本」で、「高堀橋本」は寛文検地の「橋本」に比定できる。「堂前」「宮前」は寛文検地以降、「堂ノつま・わき・した」「宮前寺ノ前・二まいた」「宮ノうへ・した・うら」と細分化された字域で包括できる。寛永一八年新畑帳にある「橋ノ台」および寛文検地帳の新畑分にも見える「すい向」「筑越」「与左衛門前・うら・東・した」は、耕野明畑帳にまで継続する字域となっている。これら各字の消長は開発の時期と進展の反映であり、開発当初からの字ほど耕野明畑帳にまでは継続しない。また「さかはな」「とうか山」に特徴的であるように、字域の分散に伴う反別の減少もみられるのである。

寛永検地以後一貫して最大の反別を有する字域は、屋敷地周辺の「屋敷前・内・うら・した・そへ・西・東」である。この字域のみは他の固定した字と異なり、各人の屋敷地を中心とした呼称とみなされる。

第 7 表 草切り三家の耕地保有動向

百姓名	年次	寛永 2	寛永 18	寛文 元	寛文 8 ~ 延宝 6	延宝 2年 先規お持分	
		畝・歩	新 畑	本 新 畑	耕野明畑	新 畑	新 田
弥 藏		204.16 (5.26)	な し	146.25 (2.28)	1.20	な し	な し
玄 蕃		195.07 (11.15)	27.15	124.23 (5.19)	3.14	な し	な し
主 水 仁 左衛門		98.04 (8.24)	13.15	179.12 (7.14)	な し	な し	10.12

本谷家文書・検地帳類より作成 単位 (畝・歩)
(うち屋敷)

第 8 表 字別耕地動向

字 名	年 次	寛永 2	寛永 18	寛文 元	寛文 8 ~ 延宝 6
		畝 歩			耕野明
さ か は な		72.13	→	16.12	田 103.16
と う か 山		31.29	→	10.23	} な し
は さ た		63.17	→	83.06	
官 窪		134.19	151.15	203.24 (31.04)	
西 浦		99.10	消 滅		} な し
堂 前		48.11	→	16.29 (8.18)	
官 前		56.14	31.24	88.03 (55.06)	
高 堀		168.08	→	89.23 (2.04)	6.12
北 窪		25.16	消 滅		田 138.00
高 堀 橋 本		2.12	→	6.28	
屋 敷 前		360.22	→	272.10 (117.27)	
橋 ノ 台		—	42.22	→	28.14
す い 向		—	—	18.25 (90.05)	113.13
筑 越		—	—	(43.23)	9.10

本谷家文書・検地帳類より作成 単位 (畝・歩)
(新畑分)

この後、近世中期の田畑明細帳などには「背戸」「ミのわ」「北林」「南林」などの字がみえ、延宝年間以降も新しい字が増えていることがわかる。このように浦向村では開発の進展に伴って多くの字を出現させるが、なかでも屋敷に関わる字が多いことが特色である。これは各人の屋敷を核として、開発が進行していった反映といえよう。

以上、浦向村では寛文検地以降も高外地としての畑や田が開発されていく。しかしこれらの耕地は、開発当時の状態で維持されていたのではなかった。この点に高外地の耕地としての不安定さを指摘することができる。

(2) 開発の進展と耕地の変容

本節では延宝八年以降の高外地の状況を、現存する年貢割付状によって追ってみよう(第9表)。

まず延宝二年に耕野明となった新田三町五畝二八歩は、同八年には大部分が検見引で、一反歩は水損引とあり、残った一反一畝一〇歩の取米は三斗八升五合、俵直一俵三升五合であった。続く天和三・貞享二年にも約六割が検見引となり、貞享二年の取米は三石九斗九升となっている。しかし貞享四年には一町八反二畝二八歩が「水入丙寅(貞享三)の永引」となり、元禄元年には残余がすべて水損引となっている。さらに同一五年には三反三畝歩が「戌(元禄七)の水いかり永引」として水損永引分が増え、残りは水損引であった。従ってこの新田が水田として存続したのは、かろうじて貞享年間までのことで、水損の要因は一ノ谷沼側からの冠水である。一方耕野明畑八町八反四歩は、各年に若干の水損引はあるが、水損永引分は全体の約八分の一にとどまっている。

この間高外地は、宝永六年に利根川通の秣場、正徳元年柳野、同二年秣場が新たに開発され、総反別は一四町余台となる。

さらにこの後の変化を追っていくと、享保三年「無根付」と記載された新田九反歩は、同五年以降からは「葎野永定(式拾文取)」となる。畑のうち二反九畝三歩も同年から葎野となっている。延宝二年には田・畑の水損永引分は寛保元年からの葎野に転じ八文取となっている。

一方宝永六年開発の畑は、享保一六年「林荒半毛引」、同一九年「水損林毛引」となり、同二〇年以降は全部が「変地砂下」となる。これは利根川による洪水のためと思われる。このように高外地が年々地目を変えていくなかで、正

第 9 表 延文 8 ～明和 4 年高外地一覽

種別 年次	田 (延宝 2 ～)		畑 (寛文 8 ～延宝 6)		畑 (宝永 6 ～)		畑 (正徳元 2 ～)		総 計	
	305.28		880.04		23.29		191.24			
	引	分	残	引	分	残	引	分	残	
延宝 8 年	284.28 (検見引)			163.04 (水損引)						1,186.02
	10.00 (水損引)		11.10			712.00				
天和 3 年	10.00 (不作引)			87.17 (水損引)						
	196.09 (検見引)		99.19			792.17				
貞享 2 年	191.28 (検見引)			なし						
			114.00			880.04				
" 4 年	182.28 (水損永引)			48.06 (水損永引)						
	31.13 (検見引)		91.17			831.28				
元禄 1 年	182.28 (水損永引)			48.06 (水損永引)						
	123.00 (水損引)		0.00	171.00 (水損引)		660.28				
" 14 年	182.28 (水損永引)			48.06 (水損永引)						
	33.00 (水損永引)			58.00 (水損永引)						
	90.00 (水損引)		0.00	129.25 (水損引)		644.03				
享保 3 年	215.28 (水損永引)			106.06 (水損永引)						
	90.00 (無根付)		0.00	150.20 (麦荒半毛引)		668.08	なし	23.29	なし	191.24

享保11年	215.28(水損永引)	享保 ⁵ 葭野 90.00	106.06(水損永引) *	773.28	なし	23.29	なし	191.24	
" 14年	215.28(水損永引)	葭野 90.00	106.06(水損永引) *	773.28	なし	23.29	なし	191.24	
" 16年	215.28(水損永引)	葭野 90.00	106.06(水損永引) *	773.28	6.29 (林荒半毛引)	17.00	なし	191.24	
" 19年	215.28(水損永引)	葭野 90.00	106.06(水損永引) 30.14(水損林毛引) *	637.08	9.29 (水損林毛引)	14.00	なし	191.24	
元文3年	215.28(水損永引)	葭野 90.00	106.06(水損永引) *	773.28	享保20 ⁵ 砂 入変地	23.29	なし	191.24	
延享2年	寛保元 ⁵ 葭野	215.28 90.00	寛保元 ⁵ 葭野* *	106.06 773.28	変地取下	23.29	なし	191.24	
宝暦4年	215.28(水損引) 90.00(当荒)	0.00	106.04(水損引) 94.24(麦荒半毛引) 54.16(秋毛不作引) *	644.18	記載なし		記載なし		
明和4年	葭野	90.00 215.28	葭野 *	106.06 773.28	畑 215.23 (二口よせ) 畑 56.06 (宝暦3~) 林畑 752.14 (宝暦9~) 御林あと			2,210.15	

本谷家文書・年貢割付状類から作成 単位(畝・歩) *うち293.00享保5年より葭野成

徳年間開発の畑のみは引分はなく維持されていることがわかる。

明和四年には上記の高外地に、宝暦三年開発の畑五反六畝歩と、同九年からの林畑七町五反二畝一四歩が加わり、高外地の総計は二二町一反一五歩となる。

この林畑は、南御林・北御林と称された藩の御林跡に設定される。¹³この地は延宝七年松苗が植えられ、当村はか下小橋・染谷・市ノ谷・金岡の五か村が刈合で下草を取っていたが、宝永五年鎌留、享保元年に御林となり、宝暦九年「村方地請」となり反に付き一五文の年貢が課せられた経過がたどれる。¹⁵なお寛延年間に出された鉄砲拝借願には、「当村之儀猪鹿狼多出作毛荒難儀仕候」とみえ、¹⁷山林内を住みかとする小獣による耕地への被害があったことがうかがえる。

享保年間以降の葭野や林畑の設定は、「土地相応之可為位付事」とする享保改革の一環である年貢増徴策に照応したものである。¹⁸しかしこれらの土地は耕地化しても林毛引・立木に象徴されるように旧状に復しやすく、つねに起返しを必要とする土地であったといえよう。

安永元年には寛文ノ延宝年間の耕野明畑のうち、下畑二町三反三畝一二歩・屋敷二反二畝一五歩が高入され、この結果村高は一五〇石八斗六升九合となる。同年の年貢割付状によれば、田はすべて葭野、耕野明畑は六町四反六畝二二歩のうち三町九反九畝六歩が葭野、四畝二四歩が「砂入場三成刈下取下」、宝永ノ正徳年間開発の畑および宝暦三年の畑はともに見取、林畑も見取となっている。¹⁹この時点で高外地総計は二二町二反二畝三歩となり、以後近世を通して変わらない。

なお同年の取永は、屋敷・本上畑一七五文取、本中畑一六五文取、本下畑一五五文取、新上畑一六〇文取、新中畑一五〇文取、新下畑一一〇文取であった。また高外地は、新田のうち享保五年からの葭野成が二〇文取、寛保元年からの葭野成が八文取、寛文八ノ延宝六年の耕野明畑のうち砂入変地が一五文取、享保五・寛保元年からの葭野成は田と同じで残部は八〇文取、宝永ノ正徳年間開発の畑一五文取、宝暦三年の畑二五文取、林畑一五文取となっている。

この取永は享保年間以降近世を通して一定したものであった。²⁰年貢量は寛永ノ万治年間に急増し、さらに寛文ノ元禄年間と正徳七年ノ享保二年にかけて最も高い数値を示している。²¹

以上、寛文検地以降の開発状況を概観してみた。高外地は、延宝年間高請地の二分の一であったが、享保年間以降さらに増加し、明和四年には高請地とほぼ同反別の二二町余となる。しかしこれらの耕地は設定後まもなく水損によって永引や葎野への転換を余儀なくされており、生産性のきわめて劣悪な耕地であった。高外地の設定と投機的な沼附き水田の存在という二点に台地上の開発の特色が見い出されよう。

注

- (1) 元禄一五年「耕野明御水帳写」
- (2) 安永七年「田畑明細帳」ほか
- (3) 延宝八年「申之年田畑御物成可納割付事」
- (4) 貞享二年「丑之御割付之事」
- (5) 貞享四年「卯之御割付之事」
- (6) 元禄一五年「午之割付之事」
- (7) 史七六一元文四年「前々田畑御改出并諸運上之訳其外御除地書上ケ帳」
- (8) 享保三年「戌年田畑御物成可納割附之事」
- (9) 前掲注(7)
- (10) 延享二年「丑年田畑御物成可納割付之事」
- (11) 享保一六年「亥年田畑御物成可納割付之事」
- (12) 享保一九年「寅年田畑御物成可納割付之事」
- (13) 前掲注(7)
- (14) 明和四年「亥年田畑御物成可納割付之事」
- (15) 史七八一宝曆三年「覚」
- (16) 前掲注(7)
- (17) 史三〇一寛延三年「乍恐以書付奉願上候御事」・同四年「乍恐以書付奉願上候覚」
- (18) 木村澁・伊藤好一編『新田村落』一八頁。なお林畑とは「高受をいたし植・櫟其外雑木等を仕立、薪に伐出す畑にて、山

畑同然に下く畑の位も附がたく、林畑と云名目にて石盛取箇も低く付る」畑である（『改正補訂地方凡例録』卷之二十七）。

(19) 安永元年「辰御年貢可納割符之事」

(20) 同右

(21) 木村文子「猿島郡浦向村の年貢について」（『茨城史林』第六号）

三 近世後期の浦向村

前章において、近世中期までの開発状況はほぼ明らかとなった。本章では近世中々後期の浦向村の状況について、村絵図を手がかりにして復原を試み、さらに近世初頭までを展望してみたい。

(1) 村絵図にみる村況

寛文検地に一九軒であった家数は、正徳元年約二倍の三九軒となり、⁽¹⁾明和七年には近世を通して最高の四二軒となる。このうちわけは名主・組頭三軒、高持百姓三八軒、無高一軒であった。⁽²⁾天明四年の宗門改帳による家数は三八軒で、うち持高記載のない者が五軒ある。持高は一一石七斗の仁左衛門を筆頭に、九石台に五左衛門、七石台に二名おり、三石以下の百姓は六割を占めている。⁽³⁾また寛政一二年の宗門改帳では家数は三五軒に減り、持高は五左衛門一石余、次いで仁左衛門一〇石余、小左衛門九石余と続く。⁽⁴⁾上位を占める三家は当村で草切りと称される系譜を持つ百姓である。また馬の所持者は一〇名であった。

水災や飢饉による対策として、天明三年には水入高四町五反一五歩に対し、一反に付七〇文の御拝借金が割符されている。⁽⁵⁾同六年には高請地の六割にもおよぶ水損に見舞れるが、これは字から推定して一ノ谷沼側からの冠水である。⁽⁶⁾備荒貯穀として、寛政元年には一人に付六合の稗が組頭中に、⁽⁷⁾文化三年には一人三合ずつの大麥が名主方へ預け置かれている。⁽⁸⁾また同年の史料は荒畑について次のように記している。⁽⁹⁾

乍恐以書付奉願上候

一 当村荒畑五ヶ年季御取下ヶ之処、当寅年季明ニ付村中荒畑相改候処ニ起返シ一切無御座候、依之是迄之通此上共御引方被仰付被下置候様奉願上候、以御慈悲願之通り被仰付被下置候ハ、村中一同難有仕合ニ奉存候以上、

文化三寅年三月 浦向村

十二日上ル 名主 源三郎

組頭 小左衛門

同見習 仁左衛門

百姓代 嘉左衛門

同 新 七

宮代作平様

これによれば、荒畑は起返されることなく再度引分としての継続が願い出されていたことが読みとれる。

それでは天保七年の村絵図によって村内の状況をみていこう(第二図)。この村絵図には当時の道・山林・畑が描かれ、各人の屋敷には「仁」のように名前の一文字が記されている。これは、現在残る屋号と照合することによって、屋敷地の移動や先祖名を知る鍵となった。

屋敷数は三二軒で、うち空屋敷が二軒ある。草切り六家中、「仁」「徳」「治」の三家は沼縁の高台に並び、やや村中へ入った所に「弥」「五」の二家、さらに村北西部の山林が多い所には「三」家が位置する。屋敷地が移動した可能性を考慮に入れても、当村の開発は一ノ谷沼沿いを拠点とした屋敷を中心に、西の利根川方向へと進行したことが推察でき、寛永検地帳の各字もこの付近に比定できるものが多い。

寺は、関宿台町昌福寺を本寺とする真言宗善福寺があり、同寺境内には香取社・薬師堂があった。善福寺の南から沼へ降りる途中には雷電社がある。天明四年時の三八軒の旦那寺は、浄土真宗一ノ谷妙安寺一五、同宗中戸村常敬寺四、浄土宗伏木村専修寺三、禅宗伏木村多福院二、日蓮宗関宿台町実相寺三、真言宗境町吉祥院一となっている。草切り家のうち、「徳」「弥」「五」の三家は一ノ谷妙安寺、「治」「三」の二家は伏木多福院、「仁」家は伏木専修寺を旦那寺としていた。

村の墓所は、「治」家の北裏にある阿弥蛇堂⁽¹³⁾で、敷地内のある寮⁽¹⁴⁾の維持には現在も「徳」家を中心に「三」家を除く草切り五家があたつており、当村の成立と草切り各家の関係を解く手がかりとなる。

浦向村における近世中期以降の役人層を断片的に追ってみると、宝永元年名主源右衛門・組頭仁左衛門、元文四年名主源五右衛門、組頭次郎左衛門・仁左衛門⁽¹⁵⁾、明和七年名主源右衛門、組頭治郎左衛門・仁左衛門⁽¹⁶⁾、文化三年名主源三郎、組頭小左衛門・同見習仁左衛門となる。さらに安政六年には名主仁左衛門、組頭七郎治・徳左衛門であった⁽¹⁷⁾。これと村絵図の各家を照合すると、「仁」家は仁左衛門、「治」家は次郎左衛門、「弥」家は小左衛門、「徳」家は徳左衛門に該当する。なお寛永検地時の玄蕃は徳左衛門家、主水は仁左衛門家である。また寛文検地時の名主源右衛門家が近世を通して名主であったことがたどれ、草切り家のなかでも、役職に変化が生じていることがわかる。

再び村絵図にもどると、利根川沿いに五家が並ぶ付近は蛤河⁽¹⁸⁾岸にあたる部分で、近代以降の利根川堤防の拡張により、道や屋敷配置に変化が生じている部分である。また村の北西部や南部は山林によって占められている。延宝年間その間隙に開かれた耕地に六〇前後の細分化された字が点在することは、小村のわりに多いといえるだろう⁽¹⁹⁾。延宝年間この村絵図に水田は描かれていないが、すでに享保年間には一部が、寛保年間には全部が葭野となっているためである⁽²⁰⁾。その位置は明治四年の村絵図で明確となる。

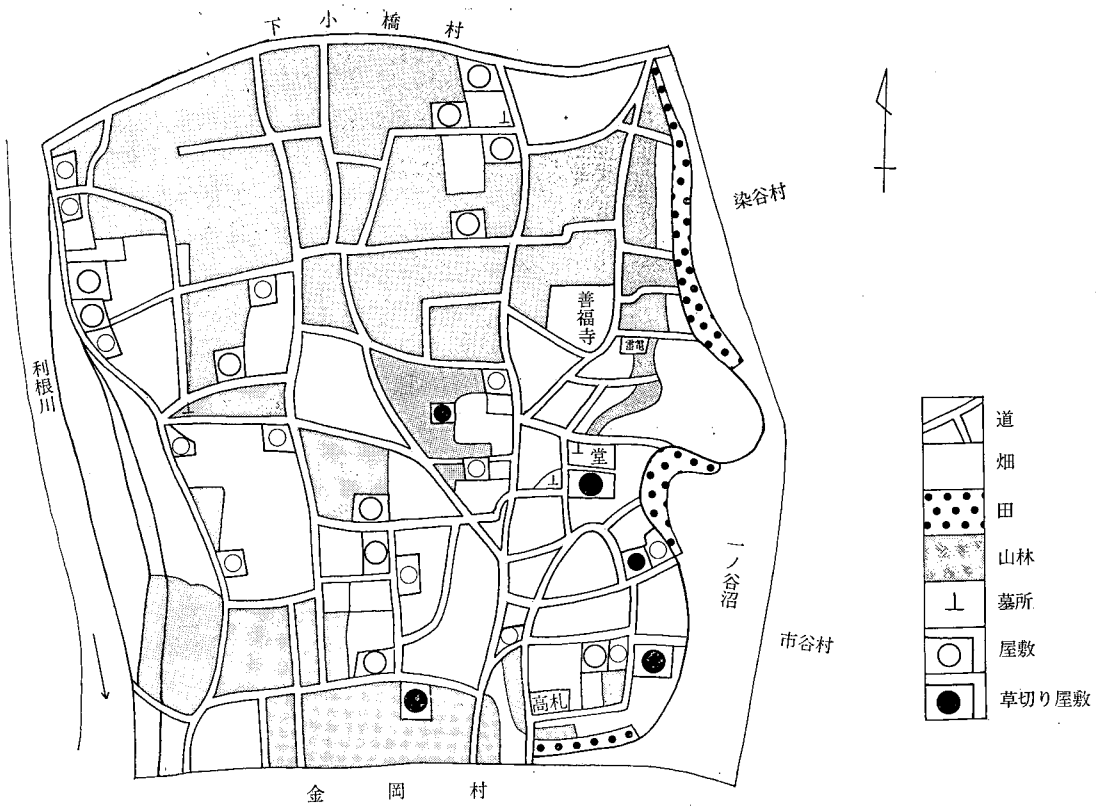
このち家数は弘化年間二六軒にまで減少するが、嘉永年間三一軒となり、安政三年には天保七年の三二軒に復するようである⁽²¹⁾。当村では天明・弘化年間の家数・人口の減少が顕著である。

安政六年の村況をみると、農間余業として茅手七人・舟稼一人・仙取四人・大工一人・桶屋一人がいた。また川欠畑一町六反六畝二二歩があった。文化年間に組頭見習にみえた仁左衛門は名主となっている⁽²²⁾。

(2) 近世から近代へ

最後に明治四年の村絵図をもとに、浦向村の近世末期から明治初頭の状況を展望してみよう⁽²³⁾ (第三図)。

明治四年村絵図と天保七年村絵図の顕著な違いは、一ノ谷沼縁に描かれている水田の有無である。この水田は嘉永年間の開発によるもので、字のかわりに約八〇筆の番割が付されている⁽²⁴⁾。安政五年の上地田方小前



第3図 明治4年浦向村絵図
 (原図55.5×78.5cm)

帳による反別は、三町一反八畝七歩と一町五反五畝一三歩の二口となっている。前者は一〇八一番とあるもので、後者は字塚越・堂ノ下・仁左衛門下・合ノ谷四筆の計である。このうち字塚越以下四筆は「境町五郎兵衛分」とある。この五郎兵衛は長須村の出身で幕末期には境町に移住しており、藩の木間ヶ瀬開発に功をなして境町地内に三町歩の土地を与えられ、吉田用水通船計画にも参画した人物といわれる。²⁶⁾この年の作付状況は、植付四町六反三歩・不作一反三畝一七歩で、「粃拾九石式斗五升九合 同返」とある。²⁶⁾

文久三年には、総反別の約一割が不作引とあり、残った四町三反七畝八歩については以下のようなようであった。²⁷⁾

此粃式拾七石八斗五合

取米六石七斗八升壹合

此俵直拾六俵九分五里三毛

外米七俵七分七毛成下

嘉永年間に再び開発された水田は、延宝年間のものより一町余反別を増しており、作付状態もはるかに良好であったと思われるが、一旦冠水すれば収穫は無きに等しかったとみられる。嘉永年間開発の水田と延宝年間の水田の存在位置を明治四年の村絵図によって照合すると、一ノ谷沼沿いに北から「橋本」「高堀」「さかはな」の各字域付近に比定できる。嘉永年間開発の水田が、延宝年間の水田と同様再生産を維持し得なかったことは、地租改正時の田がわずかに一反一畝七歩にすぎなかったことから明白である。

次に屋敷についてみると、村北西部の山林の中にあつた草切り一家が消えたのをはじめとして、若干の移動や増減がある。道は、利根川沿いの屋敷を中心に形状が変化している。山林も分布状態に若干の差異を生じている。また村内の墓所は四か所であった。²⁸⁾

明治六年の産物取調帳には、大麦・小麦・大豆・小豆・粟稗のほか、製茶九〇貫八〇目があり、うち六〇貫八〇〇目は他国輸出とある。²⁹⁾この茶は近世初頭にはすでに猿島台地一帯で栽培されていた猿島茶と称されるものである。台地上の干害にも強く、一方では関宿藩の財源の一部をになう課税対象として、近世を通して盛んに栽培されてきたものである。³⁰⁾浦向村では、寛永二年から茶永を上納しているが、年貢割付状には貞享元年から七貫二六四文とみえ、霞

野蓮上・葉大豆畑・内野錢の小物成中で群をぬいており、村の生産活動に占める位置の高さがしのばれる。⁽³¹⁾

地租改正にあたって浦向村は模範村に選ばれ、それに伴って大規模な字の廃統合が実施された。延宝年間に六〇前後におよび、その後も若干増加していた字は、わずか九つに統合される。村内は、東から沼台・中道・大川台となり、各々さらに北から上中下の三つに分けられて沼台上以下九つの字域が確定され現在に至っている。

明治一〇年の耕地反別は以下になる。⁽³²⁾

田 一一畝〇七歩 (一等地)

畑 一五七・〇八 (一等地)

九〇五・二〇 (二等地)

一一九五・二八 (三等地)

一二三六・二三 (四等地)

宅地 八九三・二四

総計四四〇〇・二〇

この数値は近世の高請地と高外地を合わせたものにはほぼ一致する。明治政府は地租改正によって近世来の高外地を新たに貢租体系に組み入れていったといえよう。また田はわずか一反一畝七歩にすぎず、史料上で近世の初期と末期、大規模に開発が試みられた水田は、近代までは存続し得ず、この点に近世における不安定な沼付き水田の限界性を指摘できる。

注

(1) 史五〇―江戸期浦向村戸数人口移動表 (付仁連町・境町・沓掛村・岩井村)

(2) 明和七年「御指出帳」

(3) 史四三―天明四年「宗門人別御改帳 (類共)」

(4) 寛政一二年「石高入別御改帳」

(5) 史一二五―天明三年「御拝借金割渡覚帳」

- (6) 天明六年「水腐畑改帳」。
- (7) 史一二七―寛政元年「乍恐以書付御届奉申上候」
- (8) 史一二八―文化三年「乍恐以書付御届奉申上候」
- (9) 史八三―文化三年「乍恐以書付奉願上候」
- (10) 天保七年「浦向村下絵図」
- (11) 昭和五四年度八月一七―二三日浦向地区において実施した遺跡・遺物および聞取調査の成果による
前掲注(3)
- (12) 前掲注(2)
- (13) 史六七―宝永元年浦向村村役人除高
- (14) 史七六―元文四年「前々田畑御改出并諸運上之訳其外御除地書上ケ帳」
- (15) 前掲注(2)
- (16) 前掲注(8)・(9)
- (17) 史三九―安政六年「余業并村役役上帳」
- (18) 石塚俊「峪河岸のこと」(境町の文化財を守る会『会誌』六号、昭和五三年)
- (19) 参考までに、万治検地時に八三四石三升六合の村高を有した近隣の伏木村の場合でも字数は四八であった(境町歴史民俗資料館所蔵佐怒賀家文書万治三年検地帳三冊による)
- (20) 前掲注(1)
- (21) 前掲注(18)
- (22) 明治四年「下絵図面」
- (23) 嘉永七年「田方新開反別相改帳」
- (24) 矢口圭一「幕末・維新时期における吉田用水一件について」(『茨城史林』第六号)
- (25) 安政五年「猿島郡上郷浦向村上地田方小前帳」
- (26) 文久三年「猿島郡上郷浦向村上ケ田畑小作調帳」
- (27)

- (28) 明治八年浦向村絵図(表題不明)
(29) 明治六年「産物取調書上帳」
(30) 今井隆助『北下総地方史』六四七～六五七頁。椎名仁・渡辺眞二著『猿島茶に生きる』(ふるさと文庫・昭和五二年)。
(31) 前掲注(15)
(32) 明治一〇年「模範村耕宅地等級取調惣計簿」

おわりに

以上三章にわたり、近世初頭猿島台地上に成立した浦向村の開発状況を考察してきた。本稿で問題としたのは、第一に耕地の開発状況を軸としてみた浦向村の成立過程であり、第二には一村として確立した以降の耕地および村内の状況の追跡であった。

かつて下小橋村のうちであった浦向村は、近世のごく初頭にすでに浦向に在住した九名と、下小橋のうちに屋敷を持つ七名の一六名によって開発が着手されていたとみなされる。

開発に伴う村高の変遷を追うと、寛永二年の検地によって打ち出された六六石四斗四合は、寛文元年の検地で一三九石余と倍増し、その後安永元年さらに一一石余が高請地以外から改出されて一五〇石台にまで達する。

耕地の面で看過できない点は、村高の確定をみた寛文検地以降も開発が進む高外地の存在である。高外地は、延宝八年一一町余、享保年間一四町余と増加し、明和四年には二二町余となって高請地の反別と並ぶことになる。

高外地のうち延宝年間に一ノ谷沼沿いに開発された新田は、早くも貞享年間に入ると水損によって水田として機能せず、享保年間以降は葭野となっていく。畑も享保年間から一部が葭野に転じ、林毛引や砂入変地なども生じている。さらに寛保年間からは林畑が設定されてくる。概して耕地の荒廢の要因は、利根川水系の増水に伴う一ノ谷沼側からの冠水が多かったとみられる。

天保年間に作成された村絵図で当時の村況を考察すると、草切り家のうち三家は一ノ谷沼に沿う高台に並び、この付近を中心として沼側から西の利根川沿いの方向へ開発が進行していった様子がうかがえる。また村域のかんりの範

圃は山林で占められ、耕地は村南を中心に展開している。この中に延宝年間で六〇にもおよぶ字名があることは小村にしては多く、耕地の点在化と密接な関係があるように思われる。近世末期、再び延宝年間の水田を上回る大規模な開発が一ノ谷沼縁で試みられたが、この水田も安定的なものとはならなかった。

明治一〇年地租改正による総反別は四四町余で、これは近世における高請地と高外地の合計にほぼ一致する。このことは、明治政府が地租改正によって近世以来存在していた高外地を新たに貢租の対象として掌握した結果が、畑地の急増化現象として公的な帳簿上にあらわれたものと考えられよう。

開発の問題を軸として、近世から近代初頭に至るまでの浦向村の状況を考察してきたが、近世猿島台地の開発が畑を中心に展開してきた様子が確認できたと思う。延宝年間と嘉永年間一ノ谷沼縁に造成された水田は、近世を通して存続したのではなく、前者は葭野となり、そこに再度開かれた後者のうち地租改正時に田となったのはわずか一反余であった。この地方で一ノ谷沼沿いのように沼の水を引樋であげることによって水懸りをしていたほつく田が、完全に安定とした水田となるのは、数次にわたる利根川改修事業が完成し、沼地の干拓が可能となる第二次大戦後を待たねばならなかったのである。⁽¹⁾ また現在この地方に一般的である陸田風景も、畑から水田を志向する現代の開田事業として把握すべき現象であろう。⁽²⁾

近世猿島台地における開発は沼附き水田の開発を試みながらも、あくまでも畑を主体としたものであり、浦向村において延宝年間と嘉永年間の場合でみたような水田開発も当初から限界性を有したものであった。近世初頭から開発が進んだ畑地と村高に組み入れられない高外地の存在に、近世猿島台地の開発の姿を見い出せよう。

注

(1) 大熊孝『利根川治水の変遷と水害』、昭和五六年

(2) 元木靖「現代の開田に関する覚書——既往の研究成果——」、『埼玉大学紀要人文科学篇』第三〇巻、昭和五六年